

山形広域環境事務組合職員の定年等に関する条例

〔昭和59年10月
共衛条例第2号〕

改正 平成4年1月共衛条例第1号 平成7年2月山広環条例第8号

山形広域環境事務組合職員の定年等に関する事項については、山形市職員の定年等に関する条例（昭和59年山形市条例第2号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（平4条例1、平7条例8・一部改正）

附 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則 （平成4年1月改正）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年2月改正）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。